

原著

# 小学校教員養成課程「家庭」および「生活」における キャリア教育の授業開発（2）

— 公的年金の計算を含めた授業実践 —

鈴木 哲也<sup>1)</sup>・小林 久美<sup>2)</sup>

Development of Career Education Lessons for Elementary School Teacher Training  
Courses in “Home Economics” and “Living Environment Studies” (2):  
Through Lesson Practices Including the Calculation of Estimated Pension Benefits

Tetsuya Suzuki<sup>1)</sup> and Kumi Kobayashi<sup>2)</sup>

## 要 旨

本研究の目的は、小学校教員養成課程における「家庭」と「生活」の双方で活用することができ、小学校教員を希望している学生が年金に興味を持ち、実際に年金のおよその額を計算することで、老齢関係の年金のイメージを持ちながら今後の人生設計に役立つような「人生すごろく」の授業を開発することにある。人生すごろく実施後の学生の感想のうち、(1)「他の人の発表を聞いて気がついたこと」については、「職業によって年金額も変わる」に該当する記述は14件であった。そのうち「教師を続けている年数が長ければ長いほど年金が多く貰えていた」といったように、特に小学校教員（公務員）を続けることの大切さに触れていたものが8件あった。(2)「人生について考えたこと」については、「老後の年金について考えるきっかけとなった」7件、「就職して学校の先生として働けば年金は思ったよりも貰える」7件、「職業によって年金の額は異なること」5件であった。以上より、これから教員になろうとする学生に対し、中長期的な人生の視点からお金の収支を自覚させる授業となったのではないと思われる。

キーワード：公的年金，国民年金，厚生年金，計算，小学校教員養成課程

## I. はじめに

大岡（2017）によれば、社会保障制度の中で医療保険以外の制度はそれほど知られていない状況であることが指摘されており、その中には年金制度も含まれている。「日本の公的年金制度は、20歳以上60歳未満のすべての方が加入する国民年金（基礎年

金）と、会社員・公務員の方が加入する厚生年金保険の2階建て構造」（日本年金機構）となっている。

石川・花城（2010）において、20才前後の学生に対し、国民年金に関する認知率を調査しており、国民年金への加入が義務であることは7割弱の認知度であり、年金保険料の額、遺族基礎年金、障害基礎年金、高齢基礎年金についてはいずれも1割前後の

1) 鈴木 哲也 東京未来大学こども心理学部 (Tokyo Future University)

2) 小林 久美 東京未来大学こども心理学部 (Tokyo Future University)

認知度であることが指摘されている。さらに、国民年金の学生納付特例制度に関して、「特例より免除を受けていても、受給資格期間には含まれること」が2割弱、「障害基礎年金受給資格があること」が1割強、「子どもがいれば遺族基礎年金の受給資格があること」、「追納期間が10年であること」がそれぞれ1割弱であることが指摘されている。しかし学生納付特例を利用して追納しなければ、老齢基礎年金の額には反映されないことについての指摘はない。

佐藤（2018）では、大学生に正確な年金知識を獲得させるため、授業を行う前に公的な年金制度の理解度を調べたうえで、授業の中で、年金事務所の職員が「年金セミナー」を行い、年金の理解度を向上させている。しかし、実際に年金がいくらもらえるのかについて学生自らが計算をするところまでは行われていない。なぜ、実際の計算は行われていないのだろうか。その理由としては、厚生年金保険の支給額を検討する場合、標準報酬月額や標準賞与額、再評価率を考慮しなければならないこと、国民年金ではさまざまな免除期間中の計算や改定率を考慮しなければならないことなど計算が複雑であり、実際の金額を求めるのが難しいことがあげられる。単純に収入や加入期間だけで計算ができず、実際にもらえる金額のイメージがしにくいことが課題である。

## II. 研究の目的

そこで、本研究では、多少正確さを欠くとしても、小学校教員を希望している学生が年金制度に興味を持ち、実際に公的年金のおよその額を計算することで、老齢関係の公的年金のイメージを持ちながら今後の人生設計に役にたてるような授業を開発することを目的とする。

## III. 研究の方法

1. 公的年金の計算を取り入れた人生すごろくの作成を行う。
2. 公的年金の知識を補う資料及び実際の公的年金の計算の額を求める例題を作成する。

3. 2023年12月から2024年1月にかけて、「生活」2クラス、「家庭」3クラス（受講者の総計は92人）で実践し、振り返りを提出した72人の学生が記入した「他の人の発表を聞いて気がついたこと」「人生について考えたこと」の記述を類型化し分析する。

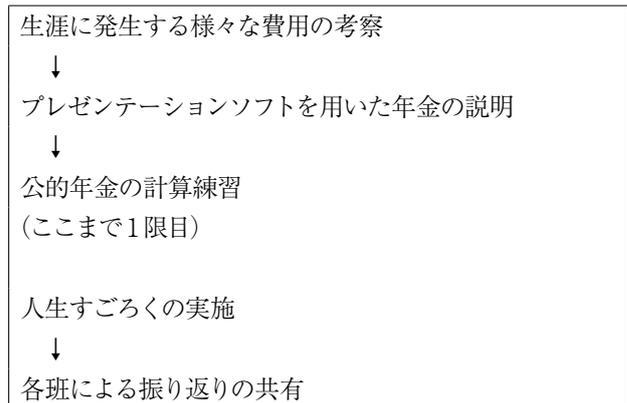
## IV. 授業の概要

### 1. 授業の流れ

表1に授業設計の概略を示した。

表1に示した人生すごろくとは、第三者の人生をすごろくとして体験するゲームである。なお、小林ら（2023）、Nakashimaら（2023）で実践した人生すごろくを参考にした。

表1 授業設計（公的年金に関する部分のみ）



本研究で特徴的なのは、対象学生が小学校の教員を希望する学生であるため、大学卒業後まずは小学校の先生になるように設定していることである。またすごろくを進める中で、他の職業になる可能性があるが、今回は小学校の先生以外には正社員（サービス業）、個人経営（飲食業）、アルバイト（サービス業）だけとし、小学校の先生、正社員（サービス業）、アルバイト（サービス業）は国民年金及び厚生年金機加入、個人経営（飲食業）は国民年金のみに加入とした。またそれぞれの年間の収入の表を作成し、学生に提示した。

厳密にはアルバイトの場合、週、労働時間、適用事業所の有無で厚生年金に加入の有無が異なるが、

今回はその職業・働き方であっても労働時間は原則40時間で変わらない想定とし、厚生年金にも加入していることとしている。

## 2. 年金制度の説明について

年金制度の説明についてはプレゼンテーションソフトを用いた（表2）。

表2 年金についてのスライドの内容（文字のみ）

1	年金について
2	年金の種類 公的年金として、基本的には、全員が加入する国民年金と会社等で働いた場合に加入する厚生年金がある。その他、私的年金として自分で任意に積み立てて行く個人型確定拠出年金（iDeCo）や企業型確定拠出年金（DC）などがある。
3	国民年金の種類 国民年金には、老齢基礎年金 一般に年金と呼ばれているもの。10年以上加入することにより、原則65才になるともらえる。 障害基礎年金 日常生活が困難になったときにももらえる年金。（学生納付特例であっても加入している意味がここにある！） 遺族基礎年金 夫婦のどちらかがなくなった場合の子のある配偶者（又は子）
4	国民年金 国民年金は、学生であってもなくても、会社で働いていなくても、20才から60才までの40年間加入するもの。ただし、老齢基礎年金がもらえるのは原則65才から40年間加入することで、1年ごとに約780,000円もらえる。 ※学生納付特例で加入していても、追納しないと老齢基礎年金の額は減額される。 ※20才以上で会社で働くとも自動的に国民年金に加入していることになる。
5	厚生年金の主な種類 老齢厚生年金 原則65才以上でももらえる。また65才以上で働いている場合はその月数により年金は増額される（上限は70才まで）。（国民年金に10年以上加入している場合）。 障害厚生年金 日常生活が困難な場合に加えて、仕事ができないくらいの障害がある場合ももらえる。 遺族厚生年金 夫婦のどちらかがなくなった場合の配偶者（子のない30歳未満の妻は、5年間のみ受給、子のない夫は、55歳以上）（実際にもらえるのは60才以上）。

6	老齢厚生年金のもらえる金額 各月の給与に年間のボーナスを加え、12で割った額を加えたものを、報酬月額として、その報酬月額を標準報酬月額表に当てはめて、標準報酬月額をだし、その額に、5.381/1000かけた額の総和が老齢厚生年金の額になる。
7	老齢厚生年金のもらえる金額 今回は、単純に、1か月の給料に5.381/1000をかけた総和を年金とするので、65歳までの給料の総額に5.381/1000をかけることで、老齢厚生年金の額とする。
8	両方もらえるのか？ 個人事業主の場合 国民年金だけ 会社で働いている場合 国民年金と厚生年金の両方もらえる 会社で働いていて途中でやめて、個人事業主になった場合 会社で働いている間は両方もらえるが、会社を辞めている期間は国民年金だけ

年金制度として、私的年金として個人型確定拠出年金や企業型確定拠出年金なども取り上げるとともに、公的年金として、国民年金では老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、厚生年金では老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金を取り上げたうえで、次の7点に焦点化し説明を行った。①受講者は20才前後の学生のため、国民年金に20才から加入する意味（加入していない又は加入していても未納の場合、障害基礎年金は支給されないこと）、②学生納付特例を選択する意味（追納しなければ国民年金の満額は貰えないこと、学生納付特例でも申請していれば障害基礎年金が支給される対象になること）、③厚生年金の適用を受けているところで働けば国民年金にも加入していることになること、④老齢基礎年金、老齢厚生年金は国民年金に10年以上加入していないとももらえないこと、⑤老齢厚生年金は原則65才以上で貰えるが、70才までは適用事業で働けば老齢厚生年金の額が加算されること、⑥個人事業主の場合、厚生年金には加入していないため国民年金だけが適用対象であること、そして⑦国民年金の年間の満額及び厚生年金の計算の方法を具体的に示すことである。

そのため、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の繰り上げ、繰り下げ、国民年金の付加年金（iDeCo）の掛金の調整を含む）、寡婦年金、死亡一時金、改定率、

支給要件期間の詳細（合算対象期間）、保険料の各免除期間、年金額の計算の際の改定率、厚生年金の老齢厚生年金及び障害年金の加給年金額の加算、支給停止調整、中高齢の寡婦加算、障害手当金、両年金のマクロ経済スライド調整期間中の年金の改定、併給調整、脱退一時金などは取り扱っていない。また対象学生が20才前後であるため、特別支給の老齢厚生年金や遺族厚生年金の経過的寡婦加算など、対象学生が年金をもらう年齢に達したときには運用されていないと思われる特例については取り扱わないこととした。

### 3. 年金額の概略を実際に計算する練習の機会の確保

表3は人生すごろくを実際に体験する前に実施したものであり、学生が年金の計算を実際にできるようにするために作成したものである。問1から問3までは授業で扱い、実施した授業が100分と90分の場合があったため、問4に関しては時間があれば解説し、ない場合は自己学習用とした。

電卓を使えば、計算できるように、4つの例題を用意した。これらを行うことにより、国民年金及び厚生年金の老齢に関する額の計算ができるようになるとともに、学生納付特例により免除を受けて追納を行わなかったとき、どのくらい国民年金のもらえる額が減るのかを理解することができるものである。

なお、ここでは老齢基礎年金及び老齢厚生年金は雑所得になり、税金が引かれることを体験してもらうため、できるだけシンプルにし、所得税は、老齢基礎年金は5.1%、老齢厚生年金は7.7%をそれぞれの年金の額から控除した。なお、掛け率はおよそのものであり現実の値ではない。

実際には年金の額が一定額以下の場合、税金は課されないことその他、住民税、介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料等が関係するが取り扱わなかった。

表3 例題と問題の作成意図

問	問題作成の意図 (老齢のみ)
問1 大学生の間（20歳から22歳）、国民年金に加入はしていたが、学生納付特例により、年金の保険料を免除していたが、その後追納しなかった。23歳から60歳までは国民年金の保険料はすべて納めた。この場合の国民年金の年額及び月額を計算してください。そして満額のとときと比べて、1か月あたりどのくらいの差がでるかを確認してください（所得税も考慮すること）。	学生納付特例を申請し、その後追納しなかったときの国民年金の額の計算。追納しない場合、満額と比べてどのくらい減るのかを数字で確認。
問2 国民年金を20歳から納付し、23歳のときに仕事に就いた。その後60歳の定年まで働いたあと、さらに再雇用され65歳まで働いた。生涯の収入の合計が20,000万円のとときの貰える年間及び月額の国民年金の額と厚生年金の額を求めなさい（所得税も考慮すること）。	国民年金及び厚生年金の基本的な計算。
問3 国民年金を20歳から納付し、23歳のときに会社で働いた。その後、25歳までの3年間働いていたが、退職した（3年間の収入の合計は10,000,000円とする）。退職後、予備校で勉強をし、法律の資格をとり、法律系の事務所（自営業）を始めた。このまま70歳まで自営業を続けた。このときの年間及び月額の国民年金及び厚生年金の額を求めなさい（所得税も考慮すること）。	会社を途中で離職し自営業をした場合の国民年金及び厚生年金の計算。
問4 国民年金に加入し学生納付特例の申請をし、20歳から22歳までは保険料を払わず、23歳のときに仕事に就いた。その後60歳の定年まで働いたあと、さらに再雇用され65歳まで働いた（追納はしていないものとする）。生涯の収入の合計が20,000万円のとときの貰える年間及び月額の国民年金の額と厚生年金の額を求め、年額及び月額の手取りの年金の額を計算しなさい（所得税も考慮すること）。さらに、例題2と比較し、年額及び月額で年金はそれぞれどのくらい減るのか計算しなさい。	学生納付特例を申請し、追納しなかったときの国民年金及び厚生年金の計算。

## V. 人生すごろく後の感想の分析

### 1. 「他の人の発表を聞いて気がついたこと」について

人生すごろく体験後、疑似的にどんな人生を送ったのかを共有した。その共有を基に、「他の人の発表を聞いて気がついたこと」について記載されたもののうち、年金についての記述を類型化したものが

表4である。72人中、年金についての記述はのべ25件であった。

表4 「他の人の発表を聞いて気がついたこと」の類型化

類型	人数	%
ア 職業によって年金額も変わる	14	56.0
イ 年収によって年金額も変わる	7	28.0
ウ 年金だけの生活だと苦しい	3	12.0
エ 個人事業主になると年金が減る	3	12.0
オ 老後の年金について考えるきっかけとなった	1	4.0
カ アルバイトでもある程度年金はもらえる	1	4.0
キ しっかりと計画をたてて暮らせば年金がなくても生活できる	1	4.0
ク 年金は死ぬまでもらえるので長生きするとその分得である	1	4.0

表4より、「職業によって年金額も変わる」に該当する記述が14件あった。その中で、「教師を続けている年数が長ければ長いほど年金が多く貰っていた」といったように、特に小学校教員（公務員）を続けることの大切さに触れていたものは、8件である。また「職業によって年金額も変わる」と「年収によって年金額も変わる」の両方に触れていた回答は3件である。

「年金だけの生活だと苦しい」は3件であり、今回、個人事業主以外では厚生年金に加入しているよう設計しており、ある程度の年金額になったため、年金が少ないと感じた学生は少数であった。これと関連して「個人事業主になると年金が減る」が3件、「アルバイトでもある程度年金はもらえる」が1件と少数ではあるが、老齢年金には、国民年金の老齢基礎年金と厚生年金の老齢厚生年金があり、個人事業主では老齢厚生年金がもらえないことやアルバイトでも労働時間数によっては厚生年金に加入できることに気がついた学生がいることがわかる。

## 2. 「人生について考えたこと」について

他の班の疑似的な人生の共有後、最終的に自分の

人生について学生が記載した内容のうち年金についての記述を類型化したものが表5である。72人中、年金についての記述はのべ29件であった。

表5 「人生について考えたこと」の類型化

類型	人数	%
ア 老後の年金について考えるきっかけになった	7	24.1
イ 就職して学校の先生として働けば年金は思ったよりも貰える	7	24.1
ウ 職業によって年金の額が異なること	5	17.2
エ 教員で働き続けるとその分しっかり年金がもらえること	3	10.3
オ 老後いくら年金がもらえるか具体的に分かった	2	6.9
カ 年金以外の貯蓄も必要	2	6.9
キ 年金の額が少ない	2	6.9
ク 厚生年金の額が増えるように長く働きたい	2	6.9
ケ 年金の計算方法が分かった	1	3.4
コ 自分たちがもらう頃には今回の年金の額より少ないのでは	1	3.4
サ 国民年金のもらえる額は思ったよりも少ない	1	3.4

この中で、「老後の年金について考えるきっかけとなった」が7件、「就職して学校の先生として働けば年金は思ったよりも貰える」7件、「職業によって年金の額は異なること」が5件、と上位3つを占めた。

教員養成のキャリア教育として、教員になるまでの短期のキャリア教育はあるものの、年金を考えたうえでの長期的な視野からのキャリア教育は少ないのではないかと。実際、「小学校の教員は年金を多くもらえると思ったので小学校の先生になりたいと強く思いました。」「小学校の先生になった場合、給料と年金がかなり多くて安定した生涯を送るうえで魅力的だと思いました。」「定年まで頑張っておこうと思いました。」など、本授業は、老後を考えてうえでの小学校教員希望の再確認となったと思われる。年金を多くもらうために学校の先生を続けたいということが一つの動機となって、早期離職を防ぐことができるかどうかは定かではないが、この動機を持つこと自体は悪いことではない。これから教員になろう

とする学生に対し中長期的な人生の視点からお金の収支を自覚させるプログラムがあってもよいのではないだろうか。

一方で、「人生はお金だけじゃないし、周りの人や生きがい、仕事のやりがいも大切にしたい。」「明るくけが、病気の無い人生にしたい。」など一部ではあるがお金以外の生きがいにも触れているものもあった。

当然人生はお金だけではない側面もある。生涯のキャリア観の養成を目指した人生年表作成の実践（例えば坂本（2014））やスーパーの発達理論を用いたライフ・キャリア・レインボーのワークを取り入れた実践（例えば星野（2019））など、長期的なキャリアをイメージできるツールを複合的に今回行った実践と組み合わせることによって、より総合的に学生達は中期・長期的なライフプランニングのイメージができるようになると思われる。

## VI. おわりに

本研究によって、実際に老後に受け取ることができる公的年金がどれくらいなのかの概算については多くの学生がイメージをもてたと思われる。また人生にはお金以外の生きがいも考慮する必要があるという点についても気づきがあった。

一方で、今回の研究では、老齢基礎年金及び老齢厚生年金の繰り上げや繰り下げのメリット・デメリット、老齢以外の障害年金や遺族年金さらには確定拠出年金などの疑似体験を人生すごろくの中には入れることができなかった。さらには、今回は小学校教員に就職するところから人生すごろくをはじめているため、退職中の雇用保険の関係や仕事や通勤に起因する怪我や病気と労働者災害補償保険の関係は扱いにくい状況となった。任期のない公務員は原則、雇用保険へ加入していないため、退職後、雇用保険の基本手当の支給はない。また地方公務員災害補償法又は国家公務員災害補償法が適用になり、労働者災害補償保険法も適用されないからである。

今後は、転職や老後の問題を扱うだけでなく、退職中や休職中のお金の問題にも注目し、障害年金

や雇用保険、労働者災害補償保険を取り上げ、教材の開発・実践を行っていききたい。

本研究はJSPS科研費JP24K05921の助成を受けたものである。

## 文献

- 星野宏（2019）：ライフ・キャリア・レインボー作成による大学生の将来に対する意識変容，日本福祉大学全学教育センター紀要，7，101-108.
- 石川ふじの・花城梨枝子（2010）：高等学校家庭科における「暮らしと社会保障制度」，琉球大学教育学部紀要，75，89-100.
- 小林久美・鈴木哲也・中和渚・齋藤和可子・中島康希・森田大輔・高坂将人（2023）：改善した高等学校家庭科と数学科における教科横断授業での生徒の記述分析 - 2022年と2023年の結果の比較 - ，日本科学教育学会年会論文集，47，749-750.
- Koki Nakashima, Nagisa Nakawa, Kumi Kobayashi, Tetsuya Suzuki(2023) Developing, implementing and assessing cross-curricular lessons of high school home economics and mathematics in Japan 13th Biennial Conference of the Comparative Education Society of Asia, 258.
- 国民年金法（E-GOV <https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=334AC0000000141> 2024年3月13日現在）
- 厚生年金法（E-GOV [https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=329AC0000000115\\_20240101\\_505AC0000000003](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=329AC0000000115_20240101_505AC0000000003) 2024年3月13日現在）
- 日本年金機構「公的年金の種類と加入する制度」(<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/20140710.html> 2024年8月21日現在)
- 大岡華子（2017）：大学入学時の社会保障に関する知識についての調査研究，保険医療福祉科学，7，73-78.
- 坂本麗香（2014）：女子学生のライフプランの現状と課題への提言 - キャリア教育における人生年表作成の試みより - ，名古屋女子大学紀要（人・社），60，55-68.
- 佐藤宏子（2018）：高等学校家庭科における高齢者・高齢期学習の位置づけと正確な年金知識の獲得への一試論，和洋女子大学紀要，58，99-109.

（すずき てつや・こばやし くみ）

【受理日 2024年11月20日】